

2021年度 岡山大学大学院法務研究科
法学既修者入試A日程 試験問題

公法系（憲法）

<解答上の注意>

1. この問題冊子は、この表紙を含め3枚である。
2. 配点は、50点である。
3. 表裏に解答欄がある解答用紙は、1枚が配布されている。
4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目欄に「公法系」と記入すること。なお、整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
5. 試験終了後、問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 六法は貸与品なので、折り曲げや書込みをしないこと。なお、書込み・汚損等がある場合は申し出ること。
8. 試験終了後、指示があるまで席を立たないこと。
9. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

【問題】

Xは、Y市内の商店街の中心にある街路樹2本の各支柱に、野党である甲党の演説会開催の告知宣伝を内容とするポスター（以下、「本件ポスター」という。）各1枚を、針金でくくりつけていたところ、警ら中の警察官から、本件ポスターの掲出は条例違反であると警告された。しかし、Xは、周辺の街路樹に、他の政党のポスターのみならず、条例違反の一般の営利広告物も多数掲出されていたことから、この警告を無視して、本件ポスターを掲出したまま立ち去ろうとした。結果、Xは、現行犯逮捕され、Z県屋外広告物条例第4条第3号に違反し、同条例第33条第1号に該当するとして起訴された。

本件ポスターが告知宣伝する演説会は、参議院議員選挙を控えて、甲党所属国会議員らが、政府与党の政策及び活動を批判し、それらの問題点を国民に知らせるとともに、甲党の政策や選挙公約を訴えることを目的にしていた。本件ポスターは、その大きさが縦61センチメートル、横45センチメートルであり、ポスターをベニヤ板に貼付して角材に釘付けしたいわゆるプラカード式ポスターであった。Xは演説会終了後、本件ポスターを自主的に撤去する予定であった。

この事例に含まれる憲法上の問題点について、参考とすべき判例や想定される反論を踏まえて論じなさい。

○ Z県屋外広告物条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物（以下「広告物」という。）及び屋外広告業について必要な規制を行い、もつて良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

（広告物のあり方）

第2条 広告物又は広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）は、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。

(禁止物件)

第4条 次の各号に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

三 街路樹，路傍樹及びその支柱

(罰則)

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 第3条から第5条までの規定に違反して広告物又は掲出物件を表示し、又は設置した者

(適用上の注意)

第36条 この条例の適用に当たっては、本県域内における政治活動の自由その他基本的人権を不当に侵害しないよう留意しなければならない。

《公法系問題 以上》

【出題意図】

本問は、表現内容中立規制にあたる条例及び当該条例に基づく処分の合憲性という基本的な論点について問うことで、判例の理解を含めて、基礎的な知識及び思考力の有無を測ることを目的としていた。